

B地区事業推進チーム会議（6月21日）の概要

折原グランドプラン推進会議代表より次のとおり説明した。

推進会議では、国道134号南側の土地利用について、

- ① 海岸保全地区として施設をつくらず買い取りか借地として自然に戻す考え方
- ② B地区には3層程度の施設を許容できる考え方があること。

農林水産省及び国土交通省がまとめた「海岸景観形成ガイドライン」における「海岸の論理と都市の論理」に触れて、都市部にある「人を喜ばそうとする都市空間の整備手法(娯楽施設等)」を容易に海岸に持ち込むことに慎重でなければならないことは承知してもらいたいこと。

続いて、漁港周辺地区の現況模型をもとに、B地区を更地にした場合、3層を建てた場合のボリュームを見ながら土地利用の方向性を協議した。

B地区地権者会議において以下について合意・確認した。

①理念・将来像について

○グランドプラン推進会議の提示した理念・将来像で合意した。

②B地区の買い取り・借り上げについて

○地区の土地の買い取りあるいは借り上げについては、全地権者ともこれに応じることは出来ない。

⇒不確実性の高い（資金調達の見途、手段、買取の時期等が明確になっていない）段階においての売却については応じられない。

③B地区の土地利用の方向性について

○「商業・観光等施設の充実」が地権者の総意。

⇒公園や緑地では、投下資本の回収は無理である。

○複数の地権者から次のような発言があった。

「低層階の施設のほうが茅ヶ崎海岸の理念、将来像のみならず企業理念に対応するとともに、地区の付加価値を高め、維持することになるのではないか。」

④今後の進め方

○今後の事業（共同化等）については、地権者間で調整・検討していく。

⇒将来像に合致した方向での共同事業の検討。

⇒協調建替えの可能性あるいは一定のルールでの検討。